

平成四年(1991)第二〇七五号、平成五年(1992)第二二二五号
公式陳謝等請求事件

第九準備書面

原告 朴
被告 国
一 ほか七六名

平成八年四月二六日

被告指定代理人

稲 葉 一 人

小	原	野	谷	近	信	田	阿	山	櫻	安	中	橋
森		澤	口	藤	田	中	多	垣	井	田	尾	田
雅	豐		幸	備	尚		麻	清	良	錦	利	
										治		

一	秋	真	夫	敬	志	實	子	正	則	郎	彦	博
												

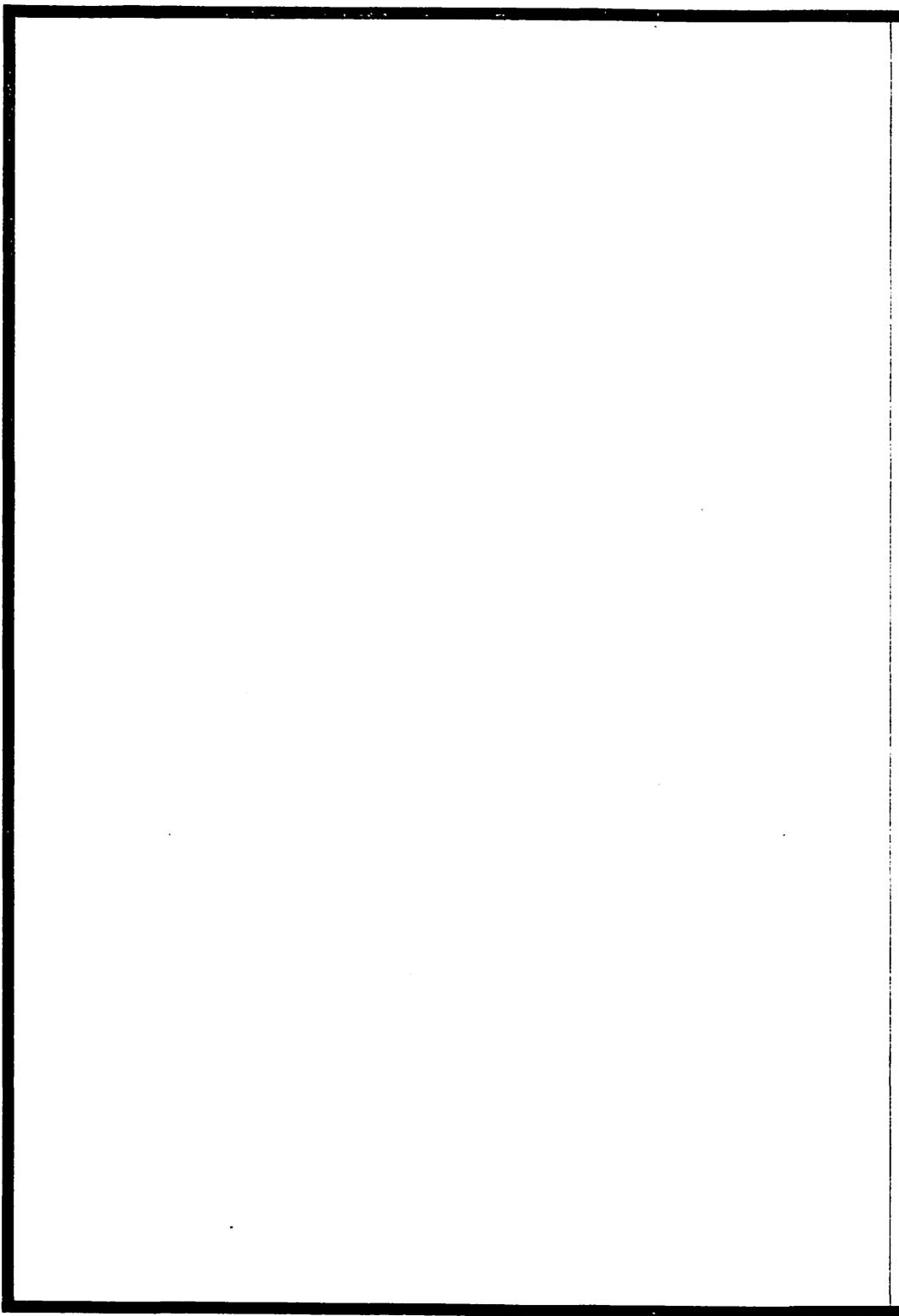


京都地方裁判所 第一民事部 御中

遠藤 豊二
小林 泰隆



20



一九九五年五月一八日付け原告ら第四準備書面（以下「原告第四準備書面」という。）における安全配慮義務違反に係る主張に対し、被告は、以下のとおり反論する。

一 安全配慮義務違反の主張・立証責任について

1 原告らは、原告第四準備書面一、1及び2において、被告が引用する最高裁判所昭和五六年二月一六日第二小法廷判決（民集三五卷一号五六ページ）は、「安全配慮義務違反の主張・立証責任が義務違反を主張する側（被害者側）にある旨判示するのみで、安全配慮義務違反の事実として一般的にいかなる範囲の事実について主張・立証することを要するの点までを明らかにしたものでない」と主張する。

(一) しかし、同判決は、安全配慮「義務の内容を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張・立証する責任は、国の義務違反を主張する原告

にある」という判示からも明らかのように、①安全配慮義務違反の事実の主張・立証責任は義務違反を主張する側にあること（主張・立証責任の所在）と、②主張・立証の対象となるのは安全配慮義務違反という抽象的事実ではなく、右義務違反に該当する具体的事実であること（主張・立証の内容）の二点を明確にしている（吉井直昭・最高裁判所判例解説 民事篇昭和五六年度五五ページ参照）。

(二) 確かに、右判決は、安全配慮義務違反の事実として一般的にいかなる範囲の事実を主張・立証すべきかということを示明してはいないが、当該事件で問題となったヘリコプターによる輸送業務に従事する自衛隊員に対する安全配慮義務の具体的内容として、「ヘリコプターの飛行の安全を保持し危険を防止するためにとるべき措置として、ヘリコプターの各部位の性質を保持し機体の整備を完全にする義務」、すなわち、部

品の性能保持の義務と機体の完全整備義務の点を主張すべきことを間接的に明らかにしている（吉井・前掲書五九ページ）。このことから、安全配慮義務違反を主張する側において同義務の内容及びその義務違反に該当する事実を具体的に特定し、これらの点について主張・立証する責任を負うことを示唆するものといえる。

2 また、原告らは、原告四準備書面一、3において、学説上は、「何らかの方法で被害者側の負担の軽減をはかろうとする見解が有力である」、「債務者側に実質的な主張・立証責任を負わせるべきとの見解もある」として、「いずれにしろ、これらの見解は安全配慮義務違反の主張・立証責任をあまり厳格に解すべきでないとの点で一致している」と主張する。

しかし、原告らの右主張に沿うような学説も存するとはいえ、安全配慮義務違反の主張・立証責任に関する現在の通説的見解は、あくまで「被害

者側において、使用者の具体的な安全配慮義務の内容を主張・証明し、かつ、右具体的な義務違反の事実を主張・証明する責任がある」とするものであり（後藤勇「安全配慮義務と証明責任」現代民事裁判の課題⑧八七〇ページ以下）、右見解が正当であることは、既に被告第八準備書面の二で詳述したとおりである。

二 具体的な主張・立証の範囲と程度について

1 安全配慮義務違反は、債務不履行の一形態であるが、一般に、債務不履行を理由として損害賠償を請求する者は、債務の成立、履行期の到来（経過）、損害の発生、その損害と債務不履行との間の因果関係及び損害額について、主張・立証責任を負う。

したがって、安全配慮義務違反を理由として損害賠償請求をする者は、まず安全配慮義務の存在を主張・立証しなければならぬが、安全配慮義務

務自体は、抽象的な概念（規範的^事用件事実）であるから、抽象的に安全配慮義務の違反があると主張するだけでは足りず、同義務を構成する具体的事実を主張する必要がある。そして、同義務違反があるというためには、更に、履行方法の不完全や必要な注意の懈怠等、同義務に違反する具体的事実を主張・立証しなければならない。

右の点を詳述すると、安全配慮義務は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方又は双方が相手方に対して信義則上負う義務として一般に認められるものであるが（最高裁昭和五〇年二月二五日第三小法廷判決民集二九卷二号一四三ページ）、その成立が認められる法律関係は一様でない上、事故の種類・態様は千差万別であるから、安全配慮義務の具体的な内容は、被害者の職種、労務内容、労務提供場所等安全配慮義務が問題

となる当該具体的な状況によって異なる（最高裁昭和五九年四月一〇日第三小法廷判決・民集三八卷六号五五七ページ）。

したがって、安全配慮義務違反の主張に当たっては、まず、被害を受けたとされる者ごとに、結果の発生した具体的な状況を明らかにした上で、発生した結果との関係から、義務者がそのような結果を予見できたか（予見可能性）、どのような措置を講じていれば結果の発生を防止できたか（回避可能性）、そして、義務者と被害者との法律関係及び当時の技術やその他の社会的な諸事情に照らして、義務者に対し右結果発生防止措置を採ることを義務付けるのが相当であるかといった点を判断するに足りる具体的な事実を明らかにする必要がある。

2 この点につき、原告らは、原告第四準備書面一、4において、被告が引用する前記最高裁判所昭和五六年二月一六日第二小法廷判決も、安全配慮

義務の内容として予見可能性、結果回避可能性までを要求するものではないし、右最高裁判所昭和五九年四月一〇日第三小法廷判決や最高裁判所昭和六一年一二月一九日第二小法廷判決（判例時報一二二四号一三ページ）も、予見可能性や結果回避可能性についての主張・立証責任について正面から判断したものではないから、被告の主張の根拠とはなり得ないと主張する。

しかし、①前記最高裁昭和五九年四月一〇日第三小法廷判決は、社屋内で宿直勤務中の従業員が盗賊に殺害された事故について、「休日又は夜間には盗賊が侵入するおそれがあったのみならず、．．．しかも侵入した盗賊が宿直員に発見されたような場合には宿直員に危害を加えることも十分予見することができたにもかかわらず、上告会社では、盗賊侵入防止のためのもので窓、インターホン、防犯チェーン等の物的設備や侵入した盗賊

から危害を免れるために役立つ防犯ベル等の物的設備を施さず、また、盗難等の危険を考慮して休日又は夜間の宿直員を新入社員一人としないで適宜増員するとか宿直員に対し十分な安全教育を施すなどの措置を講じていなかったといっているのであるから、上告会社には、・・・安全配慮義務の不履行があったものといわなければならない」として、会社に安全配慮義務違反による損害賠償責任を認められたものであり、②前記最高裁昭和六一年一月一九日第二小法廷判決も、陸上自衛隊の駐とん地に制服等を着用し、幹部自衛官及びその随従者を装って侵入した過激派活動家により動哨勤務中の自衛官が刺殺された事故につき、国は、「制服等の着用により幹部自衛官を装った部外者が営門から不法侵入し、かつ、動哨勤務者の生命、身体に危害を及ぼす可能性を客観的に予測しうるときは、営門出入の管理を十全にしてその侵入を防止し、もって、同人にかかる危険が及ぶことのない

よう配慮すべき義務を負う」として、国に安全配慮義務違反による損害賠償責任を認められたものであって、いずれも具体的な予見可能性と回避可能性を必要としている。

しかも、これらの判決は、いずれも事故発生の予見可能性があるときには、防止措置を採るべき安全配慮義務があるという論理によっており、予見可能性のないことを使用者の責に帰すべからざる事由とはしていないから（後藤勇・前掲書八八〇ページ）、安全配慮義務違反を主張する側に予見可能性と回避可能性の存在について、主張・立証責任を負わせていることは明らかである。

三 原告らは、原告第四準備書面一、五において、「本件訴訟は、原告らが、浮島丸事件について何ら真相解明のための調査もせず、長年の間無補償のまま原告らを放置してきた被告の責任を問うている事件である。」とし、「そ

の被告が、原告らに対して厳格な主張・立証を求めることは、著しく信義に反しそもそも許されない」と主張する。

しかし、債務不履行ないし安全配慮義務の不履行を理由として損害賠償を請求する以上、前記二、一のとおり、これを主張する側に債務（安全配慮義務）不履行の具体的内容を主張・立証する責任があるのであって、その主張・立証が困難だからといって債務（安全配慮義務）の内容についての具体的特定を要せず、さらには債務者側が債務不履行のないことの主張・立証責任を負担するとすることは、現行法の解釈としては到底無理である。

四 以上によれば、訴状などにおける従前からの原告らの主張は、安全配慮義務の内容にしても、その違反事実にしても、請求原因事実の主張としては不十分といわざるを得ない。原告らは、被告国にどのような安全配慮義務及びその違反があったのかについて、具体的な事実をより特定して主張すべきで



ある。

